

## 美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めるため、木造住宅の耐震補強設計及び耐震改修工事による耐震化を促進するため、予算の範囲内において、木造住宅耐震改修補助金(「補助金」という。)を交付することについて、美浦村補助金等交付規則(平成2年美浦村規則第7号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象住宅 村内に存する一戸建ての木造住宅(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの)で、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 昭和56年5月31日以前に新築工事が適法に着手されたものであること。

イ 在来工法(土台、柱、はり、筋かい等を用いて建築物を組み立てる工法をいう。)又は枠組壁工法によって建築されたものであること。

ウ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたものであること。

(2) 耐震診断 茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱(令和2年12月21日施行)第2条第1項の規定により茨城県知事が認定した木造住宅耐震診断士が、一般財団法人日本建築防災協会出版による「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断により評価することをいう。

(3) 上部構造評点 木造住宅の各階及び各方向について、保有する耐力を必要耐力で除して得た値のうち、最小のものをいう。

(4) 耐震改修設計 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された戸建て木造住宅に対して、耐震性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。

(5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づいて行う、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするための工事をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第2条第1項第1号に規定する対象住宅を所有する者

(2) 所有者が別表1に掲げる村税等に滞納がないこと。

(3) 同様の補助制度による補助を受けていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付対象とする補助対象経費及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第1号)及び村税等納付状況確認に関する承諾書(様式第2号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請をした者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更等承認申請書(様式第4号)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微なものを除く。

(2) 補助事業に要する経費の変更をしようとするとき。ただし、交付決定額を超えない経費の変更の場合を除く。

(3) 補助事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 村長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、承認するときは、美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更等承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、村長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、当該年度の2月末日までに行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知

するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、美浦村木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、村長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7年 4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

1. 村税 (住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)
2. 介護保険料、後期高齢者医療保険料
3. 水道料金、水道事業加入分担金
4. 公共下水道事業使用料、下水道事業受益者負担金、 農業集落排水事業使用料、農業集落排水事業分担金
5. 小・中学校の給食費
6. 保育所の保育料
7. その他の税収外収入金

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	(1) 対象住宅の耐震改修工事に要する費用 (工事監理に要する費用を除く。) (2) 消費税及び地方消費税を除くものとする。
補助率	5 分の 4 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は 1 1 5 万円の いずれか低い方の額
その他の事項	(1) 耐震改修設計及び耐震改修工事を同年度において一 括して行う場合に限る。 (2) 耐震改修設計は、茨城県木造住宅耐震診断士その他 村長が認める者が行うものであること。 (3) 耐震改修工事は、茨城県木造住宅耐震診断士が実施 した耐震改修設計に基づくものであること。 (4) 耐震改修工事は、建築士が工事監理するものである こと。 (5) 千円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものと する。